

函館地方裁判所委員会（第10回）及び函館家庭裁判所委員会（第10回）議事概要
(函館地方・家庭裁判所委員会事務局)

1 日時

平成19年11月22日(木)午後3時00分～午後5時00分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

(地裁委員) 岡嶋一夫, 富樫絹子, 中山一郎, 橋田恭一, 宮腰優子, 山本直樹, 前田健三

(家裁委員) 阿知波健一, 板橋栄治, 大西正光, 紺井ちえ子, 下中修子, 田村伊知朗, 森越清彦, 岡田龍太郎

(兼務委員) 佐戸賢一, 上垣猛

(地裁事務局) 事務局長後藤隆博, 刑事首席書記官大久保雅克, 刑事訟廷管理官山田勉, 総務課課長補佐工藤憲一

(家裁事務局) 事務局長小才度富健, 次席家庭裁判所調査官阿曾直樹, 総務課長紺野陽一

4 議題

(1) 裁判員裁判に対して国民が抱いている不安を取り除くための方策について

(2) 成年後見の実情について

5 机上配布資料

(1) タイムテーブル

(2) 着席図

(3) 資料1号(「裁判員制度に関する特別世論調査」の要旨)

(4) 資料2号(裁判員制度全国フォーラムアンケート結果 全国版)

(5) 資料3号(同 函館会場)

(6) 資料4号(リーフレット「成年後見制度 - 詳しく知っていただくために - 」)
3～6の資料については事前に配布済み。

(7) 資料5号(成年後見関係事件申立件数表など)

(8) 司法の窓(第71号)

(9) 裁判所データブック2007

(10) 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書

6 議事

(1) 開会宣言(紺野総務課長)

(2) 新委員から自己紹介

(3) 裁判員裁判に対して国民が抱いている不安を取り除くための方策について

(委員長)

「責任が重い」「精神的に負担である」という不安要素を解消するための方策としてはどのようなものが考えられるか。

(委員)

アンケート結果で国民が「責任が重い」「精神的に負担である」と回答しているのは、ごく自然で健全なことだと思う。この考えを変化させる必要はない。国民の不安を解消するのは難しい。国民の義務として全うしてもらえないと思う。

(委員)

国民は、裁判員に選ばれる方法が漠然としているために不安なのではないか。いつ何時裁判員になるかもしれないということが不安なのではないか。その不安を解消するためには、広報用のDVDを活用し、例えばレンタル店に置いてもらうなどの方法が考えられる。国民は、裁判所までDVDを借りに来ること自体躊躇するのではないか。

(委員)

「裁判員制度に関する特別世論調査」の要旨によると、「自分達の判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」が64.5%、「被告人やその関係者の逆恨み等による身の安全性」が39.1%となっているが、これは裁判官自身も感じておかしくないことである。実際に刑事裁判官がどのように感じているか、説明してはどうか。

(委員)

裁判員となった場合、職業などが異なる方が集まることから、接点のないところに飛び込むという不安感が大きいのではないか。一般的な感覚を取り入れるのが裁判員制度であるという点を広報してはどうか。

(委員)

健全な社会常識を反映させることは市民の義務であり権利であるということを強調させるとよいのではないか。

(委員)

責任が重いという点においては、民生委員や保護司、調停委員なども同じである。裁判員の場合も、引き受けた自分が苦勞するという考え方は避けて、各種委員を引き受けるように考えることはできないか。「9分の1」の責任を果たすという考えでよろしいのではないか。

(委員)

各種委員は経験のある方が委員になっていると思われるが、裁判員は不特定多数の中から選ばれるという点が不安である。

(委員)

私は今回初めて裁判所委員会に出席したが、この委員会に出てくるのが不安であった。自分が裁判員に当たったら、心が落ち着くまで勉強することで自分自身の不安を解消すると思う。裁判員になった方に対して、研修などを行って準備してもらうこととしてはどうか。

(委員)

一般市民は、裁判をイメージできないのではないか。裁判員制度は、少なくとも犯罪の抑止力となることを訴えていく必要がある。

(委員)

これまでの日本の裁判は、法律の専門家が行い市民から隔たったものであったため、不安は裁判を経験しないと払拭できないのではないか。

国民の権利意識は高まってきているが、国民の義務に関する意識はそうではない。裁判員制度についても、国民の義務として我々が熟成していかなければならないと思う。6人の市民感覚が幾分でも裁判所に入り込んでいけばよい。いろんな試行錯誤を経ながらいい社会を作っていけばよいと思うが、裁判員制度が浸透するまでには時間がかかると思う。

(委員長)

「逆恨みが心配」という不安要素を解消するための方策としてはどのようなものが考えられるか。

(委員)

裁判員裁判での判断に納得が得られない場合には、控訴もあるということのアピールするのはどうか。

(委員)

以前、裁判所委員会の委員が裁判員法廷を見学した際、裁判員席が証言台と近いので怖いという話があったが、逆に被告人も怖いと感じるのではないか。ただし、全く心配がないかのように宣伝するのはいかがなものか。裁判官は転勤するが、裁判員はその地域に生活していかなければならないのであり、不安を解消することはできない。

(委員)

外国での市民参加型の裁判では、量刑を決めないという制度もあると聞いている。日本での裁判員制度も、有罪無罪のみを判断することからスタートすると楽だ、という意見もある。

(委員)

私は裁判官として責任を重く感じている。裁判官を8年やっているが、常にプレッシャーを感じている。国民に対しては、責任感を感じる必要はないとは言えないと思う。ただ、裁判というのは、どこかにある正解を解明するというイメージがあるかもしれないが、そうではないということ国民に対して情報提供していく必要がある。一般市民の感覚を反映させることが大事であるというメッセージを出す必要がある。

また、逆恨みの危険性が絶対ないとは言えないと思うが、例えば刑務所から出所する人の情報を公開するなどの方策が考えられるのではないか。

(4) 成年後見の実情について

(事務局から説明した。)

(委員)

成年後見制度については、例えば、預金を下ろすために、あるいは遺産分割

をするために申立てするなど、制度をよく理解されていないと思われるケースが多いように思う。

(裁判所事務局)

裁判所としても、後見監督がパンクしかねないと危惧している。

(5) 次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は、2月15日(木)午後3時からとすることによろしいか。

(異議なし)

(6) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

提案がないようなので、こちらから提案させていただくが、一つは「調停委員，司法委員，参与員等の有為な人材確保のための方策について」，もう一つは「平成19年度の裁判員制度普及に関する裁判所における各種活動とその総括及び制度実施までの同活動の在り方について」というテーマを取り上げることとしたいが、よろしいか。

(異議なし)

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をいただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆様様の御協力に厚くお礼申し上げます。

(9) 閉会宣言 (紺野総務課長)

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館市町会連合会監事	岡 嶋 一 夫
日本放送協会函館放送局放送部長	佐 戸 賢 一（家裁委員兼務）
北海道新聞函館支社報道部長	高 橋 孝 一（家裁委員兼務）
函館市女性会議会長	富 樫 絹 子
社団法人函館青年会議所顧問	中 山 一 郎
函館市教育委員会教育委員	橋 田 恭 一
函館地方法人会女性部会副部会長	宮 腰 優 子
函館司法書士会所属司法書士	山 本 直 樹

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	前 田 健 三
-------------	---------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	石 井 修 治（家裁委員兼務）
------------	-----------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	上 垣 猛（家裁委員兼務）
函館地方裁判所裁判官	吉 戒 純 一

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館市社会福祉協議会総務部総務課長

阿知波 健 一

函館渡辺病院精神神経科医長

板 橋 栄 治

函館市中学校長会研究部員（函館市立大川中学校校長）

大 西 正 光

函館調停協会理事

紺 井 ちえ子

日本放送協会函館放送局放送部長

佐 戸 賢 一（地裁委員兼務）

函館市市民部男女共同参画課長

下 中 修 子

北海道新聞函館支社報道部長

高 橋 孝 一（地裁委員兼務）

北海道教育大学教授

田 村 伊知朗

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士

森 越 清 彦

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官

石 井 修 治（地裁委員兼務）

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長

上 垣 猛（地裁委員兼務）

函館家庭裁判所裁判官

岡 田 龍太郎